

新 旧 対 照 表

新

旧

附則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 10 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 5 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 7 条第 3 号及び第 7 号から第 9 号まで、第 10 条第 4 項並びに第 11 条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 10 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 4 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 7 条第 3 号及び第 7 号から第 9 号まで、第 10 条第 4 項並びに第 11 条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

新旧対照表

新

旧

別表第1 (第2条、第3条関係)				
事業区分	補助事業者	補助対象経費	補助率	補助限度額
1 地域スポーツハブ展開事業	1 地域スポーツハブ設立後4年を超える次の団体 ・特定非営利活動法人まほろばクラブ南国 ・特定非営利活動法人総合クラブとさ	既存の総合型地域スポーツクラブ等を核とした地域スポーツの推進に必要な経費 (1) 地域スポーツハブ運営費 ・地域スポーツ促進委員会(地域の公益的なスポーツ活動の事業実施計画を策定)の設置(報償費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費並びに使用料及び賃借料) ・地域スポーツコーディネーターの配置経費(共済費、賃金及び旅費) ※地域スポーツコーディネーターは1名以上雇用することとする。ただし、他業務との兼任は妨げない。	定額	(1) 1団体当たり 250万円
	・特定非営利活動法人スポーツクラブスクラム ・特定非営利活動法人むろとスポーツクラブ	(2) 地域スポーツ促進委員会で策定した事業実施計画に基づく次の①から④までに掲げる事業(必須事業)の実施・運営経費 ①学校運動部活動の地域への移行を見据えた事業 ②子どものスポーツ活動事業(①を除く。) ③障害者スポーツ推進事業 ④その他地域の課題解決に向けた事業(報償費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費、委託料並びに使用料及び賃借料) ※ただし、その他の収入を控除する。	定額	(2) ①から③までの事業合計の補助限度額は1団体当たり150万円 (ただし、①から③までの各事業の補助限度額は1団体40万円以上70万円以下とする。)
	・特定非営利活動法人こうなんスポーツクラブ		2分の1以内	(2) ④1団体当たり 25万円
2 地域スポーツハブ設立後2年を超える次の団体(1を除く。)	・特定非営利活動法人来楽部あつきいーな ・特定非営利活動法人くぼかわスポーツクラブ	既存の総合型地域スポーツクラブ等を核とした地域スポーツの推進に必要な経費 (1) 地域スポーツハブ運営費 ・地域スポーツ促進委員会の設置(報償費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費並びに使用料及び賃借料) ・地域スポーツコーディネーターの配置経費(共済費、賃金及び旅費) ※地域スポーツコーディネーターは1名以上雇用することとする。ただし、他業務との兼任は妨げない。	定額	(1) 1団体当たり 250万円
	・特定非営利活動法人宿毛市体育協会 ・特定非営利活動法人すさきスポーツクラブ	(2) 地域スポーツ促進委員会で策定した事業実施計画書に基づく次の①から③までに掲げるいずれかの事業の実施・運営経費 ①子どものスポーツ活動事業(学校運動部活動の地域への移行を見据えた事業を除く。) ②障害者スポーツ推進事業 ③その他地域の課題解決に向けた事業(報償費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費、委託料並びに使用料及び賃借料) ※ただし、その他の収入を控除する。	定額	(2) 1団体当たり 150万円

※補助事業者により補助率及び補助限度額は毎年変更となるため、単年度ごとに要綱改正

別表第1 (第2条、第3条関係)				
事業区分	補助事業者	補助対象経費	補助率	補助限度額
1 地域スポーツハブ展開事業	1 地域スポーツハブ設立後4年を超える次の団体 ・特定非営利活動法人まほろばクラブ南国 ・特定非営利活動法人総合クラブとさ	既存の総合型地域スポーツクラブ等を核とした地域スポーツの推進に必要な経費 (1) 地域スポーツハブ運営費 ・地域スポーツ促進委員会(地域の公益的なスポーツ活動の事業実施計画を策定)の設置(報償費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費並びに使用料及び賃借料) ・地域スポーツコーディネーターの配置経費(共済費、賃金及び旅費)	定額	(1) 1団体当たり 250万円
	・特定非営利活動法人スポーツクラブスクラム	(2) 地域スポーツ促進委員会で策定した事業実施計画に基づく次の①から④までに掲げる事業(必須事業)の実施・運営経費 ①学校運動部活動の地域への移行を見据えた事業 ②子どものスポーツ活動事業(①を除く。) ③障害者スポーツ推進事業 ④その他地域の課題解決に向けた事業(報償費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費、委託料並びに使用料及び賃借料) ※ただし、その他の収入を控除する。	定額	(2) ①から③までの事業合計の補助限度額は1団体当たり150万円 (ただし、①から③までの各事業の補助限度額は1団体40万円以上70万円以下とする。)
			2分の1以内	(2) ④1団体当たり 25万円
2 地域スポーツハブ設立後2年を超える次の団体(1を除く。)	・特定非営利活動法人むろとスポーツクラブ	既存の総合型地域スポーツクラブ等を核とした地域スポーツの推進に必要な経費 (1) 地域スポーツハブ運営費 ・地域スポーツ促進委員会の設置(報償費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費並びに使用料及び賃借料) ・地域スポーツコーディネーターの配置経費(共済費、賃金及び旅費)	定額	(1) 1団体当たり 250万円
	・特定非営利活動法人くぼかわスポーツクラブ	(2) 地域スポーツ促進委員会で策定した事業実施計画書に基づく次の①から③までに掲げるいずれかの事業の実施・運営経費 ①子どものスポーツ活動事業(学校運動部活動の地域への移行を見据えた事業を除く。) ②障害者スポーツ推進事業 ③その他地域の課題解決に向けた事業(報償費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費、委託料並びに使用料及び賃借料) ※ただし、その他の収入を控除する。	定額	(2) 1団体当たり 150万円
	・特定非営利活動法人宿毛市体育協会	(3) 地域スポーツ促進委員会で策定した事業実施計画書に基づく次の事業の実施・運営経費 ・学校運動部活動の地域への移行を見据えた事業 (報償費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費、委託料並びに使用料及び賃借料) ※ただし、その他の収入を控除する。	定額	(3) 1団体当たり 50万円

新 旧 対 照 表

新

旧

事業区分	補助事業者	補助対象経費	補助率	補助限度額
1 地域スポーツ ハブ展開 事業	3 上記1及び2を除く地域スポーツハブを実施する団体 (総合型地域スポーツクラブ等)	既存の総合型地域スポーツクラブ等を核とした地域スポーツの推進に必要な経費 (1) 地域スポーツハブ運営費 ・地域スポーツ促進委員会の設置 (報償費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費並びに使用料及び賃借料) ・地域スポーツコーディネーターの配置経費 (共済費、賃金及び旅費)	定額	(1) 1団体当たり 250万円
	※以下の(1)及び(2)の要件を満たす団体とする。 (1) 法人格を有する団体 (2) 地域スポーツに関わる個人や団体と連携・協働して地域のスポーツ活動を行う団体	(2) 地域スポーツ促進委員会で策定した事業実施計画書に基づく次の①から③までに掲げるいずれかの事業の実施・運営経費 ①子どものスポーツ活動事業(学校運動部活動の地域への移行を見据えた事業を除く。) ②障害者スポーツ推進事業 ③その他地域の課題解決に向けた事業 (報償費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費、委託料並びに使用料及び賃借料) ※ただし、その他の収入を控除する。		(2) 1団体当たり 50万円

※補助事業者により補助率及び補助限度額は毎年変更となるため、単年度ごとに要綱改正

新 旧 対 照 表

新

旧

事業区分	補助事業者	補助対象経費	補助率
2 クラブアドバイザー配置事業 (総合型地域スポーツクラブに関する幅広い知識と豊富な経験及び実績を有するクラブアドバイザーを公益財団法人高知県スポーツ協会に配置し、総合型地域スポーツクラブ等への指導又は助言を行う取組)	公益財団法人高知県スポーツ協会	①クラブアドバイザー配置事業必要経費 (報償費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費及び委託料) ※ただし、toto助成金その他の収入を控除する。	定額
3 総合型地域スポーツクラブ活性化事業 (総合型地域スポーツクラブ登録認証制度の運用などの取組)	公益財団法人高知県スポーツ協会	①総合型地域スポーツクラブ登録認証制度の運用などに係る必要経費 (旅費、需用費(食糧費を除く。))並びに使用料及び賃借料)	定額

[事業区分間における流用について]

- ・事業区分2及び3の事業相互間における流用は認めない。

事業区分	補助事業者	補助対象経費	補助率
2 クラブアドバイザー配置事業 (総合型地域スポーツクラブに関する幅広い知識と豊富な経験及び実績を有するクラブアドバイザーを公益財団法人高知県スポーツ協会に配置し、総合型地域スポーツクラブ等への指導又は助言を行う取組)	公益財団法人高知県スポーツ協会	①クラブアドバイザー配置事業必要経費 (報償費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費及び委託料) ※ただし、toto助成金その他の収入を控除する。	定額
3 総合型地域スポーツクラブ活性化事業 (総合型地域スポーツクラブの登録認証制度運用に向けた取組)	公益財団法人高知県スポーツ協会	①総合型地域スポーツクラブの登録認証制度運用に向けた取組に係る必要経費 (旅費、需用費(食糧費を除く。))並びに使用料及び賃借料)	定額

[事業区分間における流用について]

- ・事業区分2及び3の事業相互間における流用は認めない。

新旧対照表

新

旧

第9号様式(第9条関係)

令和 年度 地域スポーツハブの進捗状況

施策の柱	スポーツ参加の拡大	施策の方向性	新たなスポーツ推進体制による持続可能な地域スポーツの推進
具体的な施策	<ul style="list-style-type: none"> ・新たなスポーツ推進体制の確立 ・支える人材や場の充実 ・官民協働によるスポーツ資源の効果的な活用 		
概要	持続可能な地域スポーツを推進するため、既存の総合型地域スポーツクラブ等を核として地域のスポーツ活動の拠点「地域スポーツハブ」づくりを進めるとともに、多分野の関係者の連携による取組を支援することにより、民間活力やノウハウ等を活用したスポーツの産業化を目指し、地域の実情や地域住民の多様なニーズに応じたスポーツ活動の充実を図る。		
◆目指す姿	県内各地において、地域のスポーツ活動拠点が機能しニーズに応じたスポーツ活動が充実している。		

【補助事業者名 _____ (_____ 市、町)】

内容	計画(P)		実行(D)		評価(C)・改善(A)	
	実施計画	変更計画	計画に対する実績	実行後の分析、検証とその対策		
第1四半期						
第2四半期						
第3四半期						
第4四半期						

※状況報告時には、経費別の収支の執行状況がわかる資料を添付して下さい。

第9号様式(第9条関係)

地域スポーツハブの進捗状況

事業実施主体:

目指す姿	
目標値	

内容	計画(P)		実行(D)		評価(C)・改善(A)	
	実施計画	変更計画	計画に対する実績	実行後の分析、検証とその対策		
記載方法等	記載時期:申請時 記載内容:実施計画 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更した実施計画 ※変更計画を再変更(修正)する場合は、変更計画を再変更(修正)する場合は書き	記載時期:四半期毎 記載内容:計画に対する実施状況(実績等)	記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を記載計画の変更が必要な場合は変更理由、変更点等を簡潔に記載		
第1四半期						
第2四半期						
第3四半期						
第4四半期						

※状況報告時には、経費別の収支の執行状況がわかる資料を添付して下さい。